

## 「販路開拓」「商品開発」「特許等出願」に対する助成

### 補助対象者

- (1) 市内に本社または工場(開発機能を有するもの)がある中小企業の製造業者  
 (2) 中小企業の製造業者で組織する団体  
 (構成員の2/3以上が補助対象者(1)に該当するものに限る。)



補助金名	対象事業	対象経費	申込期間
大規模展示会出展等 支援事業補助金	(1)見本市・展示会の「出展」及び「開催」事業 (2)静岡市内で新たな見本市・展示会を「開催」する事業	小間料1/2以内 補助上限30万円 (団体:180万円)	■平成23年2月末 ■原則展示会開催 1カ月前までに申請
新商品等開発事業 補助金	新しい技術や技法を利用した商品または既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業	■原材料費・委託試験費等1/2以内 ■補助上限 10万円~100万円	平成22年5月末
産業財産権出願等 補助金	自ら開発した製品・技術・意匠等について、特許・実用新案・意匠に係る出願または商標に係る登録出願等	■出願経費・弁理士費用1/2以内 ■補助上限15万円 (地域団体費用は20万円)	平成23年2月末

### お問い合わせ

〒422-8006 静岡市駿河区曲金3丁目1-10  
 静岡市経済局商工部地域産業課まで ☎054-281-2100

## 「機械設備設置」に対する助成

### 補助対象者

- (1) 市内に本社を有すること (2) 資本金3億円以下、従業員300人以下の中小企業  
 (3) 機械設備の購入が1000万円以上 (4) 雇用が減少しないこと  
 (5) 事業着手日が平成22年4月1日以降・業務開始日(事業完了日)が平成23年3月31日までのものに限ります。



補助項目	要件	補助率・補助限度額
設備投資 (機械設備購入)	◇機械設備の取得価格の合計が1000万円以上 ◇業務開始日(購入した機械設備が稼働し、支払いが完了した日)の従業員数が事業着手日(売買契約締結日)の従業員数より減少していないこと	補助対象経費の3%以内 (1千万円が限度)

※機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、機械および装置が(耐用年数1年以上のもの及び取得価格50万円以上のもの)とします。

### お問い合わせ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8  
 静岡市経済局商工部 産業政策課 企業立地担当まで ☎054-354-2407